不服申立て事案答申第135号の概要について

1 件名

私が苦情意見要望をしたことに関する書類の一部開示決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成30年10月15日付けで愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。)に基づき、別記1に掲げる保有個人情報(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が平成30年11月28日付けで別記2に掲げる行政文書に記録された保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)を特定し、一部開示決定をしたところ、審査請求人は、他の文書も存在するので開示を求めるとの理由で審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成30年10月15日公安委員会は、審査請求人から本件開示請求を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる文書の特定

審査請求人は平成29年8月21日、「交通死亡事故及び〇〇警察署の対応に関し、私が苦情・意見・要望・相談及び情報公開をした処理経過及び結果がわかる文書。 請求日現在愛知県公安委員会にて保管のもの」を対象とする自己情報開示請求(以下「平成29年8月開示請求」という。)をしており、同請求に対して、公安委員会は平成29年10月4日、対象文書を特定し一部開示決定等しているものである。

本件開示請求について、公安委員会は平成29年8月開示請求により一部開示決定等した文書を除外し、平成29年8月開示請求日である平成29年8月21日から本件開示請求日である平成30年10月15日までに作成・取得した対象文書について調査した。

その結果、本件保有個人情報を本件開示請求の請求対象文書として特定した。

ウ 自己情報一部開示決定

公安委員会は平成 30 年 11 月 28 日、条例第 21 条第 1 項に基づき本件処分をした。

エ 審査請求の提起

審査請求人は本件処分を不服として、平成30年12月11日付けで審査請求をした。

(2) 公安委員会宛苦情の処理のほか、取り扱う文書等について

ア 苦情の取扱い

警察法(昭和29年法律第162号)第79条第1項は、「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」ことを規定している。

この規定に基づき、苦情の申出の手続に関する規則により警察職員の職務執行についての苦情の申出の手続を定め、そして、苦情の取扱いに関する規程及び公安委員会宛の苦情の取扱いに関する規程によりその処理手続等を定めている。

前記の警察法等に定める「苦情」とは、警察職員が職務執行において違法、若 しくは不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利 益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服、又は警察職員の不適切な 執務の態様に対する不平不満である。

警察法第79条第1項に基づく苦情の申立て(以下「法定苦情」という。)は、 苦情申出を行おうとする者が、申出者の住所、氏名及び電話番号、苦情申出の原 因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様、そ の他の事案概要、苦情申出の原因たる職務執行により、申出者が受けた具体的な 不利益内容、又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満内容等 を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)を公安委員会に提出することによ りなされる。

公安委員会は提出された苦情申出書を苦情として取り扱うか否か判断し、苦情として取り扱うとの判断をした場合については、愛知県警察本部長に対して、その苦情に対する調査・報告を指示することとなる。

一方で、苦情として取り扱わない旨の判断がなされたものについては必要により、申出内容を関係所属に伝達することとなる。

イ 苦情申出書によらない苦情の取扱い

前記アの法定苦情のほか、苦情の取扱いに関する規程第7条第1項には苦情申出 書によらない苦情(以下「法定外苦情」という。)の取扱いを定めている。

法定外苦情は文書による申出以外の苦情のうち、前記アに示す苦情の要件を備え、なおかつ、公安委員会が苦情として取り扱うことを判断したものをいう。その手続は、法定苦情の取扱いに準ずるものである。

ウ 要望、意見、感謝等の情報に係る取扱い

(ア) 公安委員会は、前述のア、イに掲げる苦情のほか、要望、意見、感謝、激励、 事件情報等の情報(以下「申出情報」という。)について、文書、メール、来庁、 電話等の形式による申出を受けている。

これら申出情報の措置は、公安委員会の判断によることとなり、そして、必要に応じて然るべき部署に情報提供等することになる。

また、「苦情申立書」と題する文書であっても、苦情の要件を満たさない場合、 既に回答している苦情の内容である場合、同一人が実質的に同一内容の苦情を 繰り返している場合、又は警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと 認められる場合等であれば、公安委員会の判断により苦情として取り扱うこと なく申出情報として取り扱う場合もある。

(イ) 公安委員会による報告は書面によりなされるため、文書、メール等の紙面による申出情報については、その状態のまま公安委員会に報告することとなるが、来庁による相談、電話等による場合は、総務課公安委員会室担当者が聴取するほか、その内容から書面作成の必要性を勘案して、必要があれば意見・要望文書を作成し、公安委員会に報告している。

また、申出情報について、意見・要望文書を作成しない具体的な場合とは、 同一人から同内容で複数回に渡る申出のほか、公安委員会へ既に報告済みのも の、申出内容から趣旨が不明であり、明らかに意見・要望文書を作成する必要 のない場合等である。

意見・要望文書は、公安委員会が申出情報の取扱いの措置を判断するために作成し、報告するものであるから、既に公安委員会が判断を示した申出情報について重ねて判断を仰ぐ必要がないからであり、さらには、申出情報の趣旨が不明なものについても、公安委員会において判断を仰ぐ必要性が認められないからである。

なお、意見・要望文書に記録する内容は、申出要旨を簡記するものであり、 申出者とのやりとりを一言一句漏らさずに記録するものではない。

(3) 保有個人情報の特定

本件開示請求は、「私が苦情意見要望をしたことに関する書類、ただし、すでに開示済のものを除く」文書の開示を求めるものである。

総務課公安委員会室担当者は、本件開示請求に基づき、平成29年8月開示請求により一部開示決定等した文書を除外し、同開示請求日である平成29年8月21日から本件開示請求日となる平成30年10月15日までに作成、取得した文書について調査した結果、本件保有個人情報を特定したものであり、その他該当する文書は存在しない。

(4) 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由において、開示されるべき書類があるが 開示されていないため開示を求める旨の主張をしているが、前記のとおり、本件開 示請求に対する対象文書については、本件保有個人情報以外に該当せず、また、該 当文書があるとしても、それは平成29年8月開示請求により、既に審査請求人に一 部開示等しているものである。本件開示請求内容によれば、すでに開示されたもの は除くのであるから、本件開示請求において対象となる文書は、本件保有個人情報 以外に存在しない。

よって、本件処分は適正であり、その手続について何ら瑕疵はないから、本件審査請求における審査請求人の主張が何ら理由がないことは明白である。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件審査請求の趣旨について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものであると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

ア 本件保有個人情報について

審査請求人は、開示された文書のうち、公安委員会が作成した文書は「文書の収受」決裁の1枚だけであったが、文書を収受すれば、どのように処理するのかの決裁文書、他機関への通知決裁文書、申出者への対応をどうするかの決裁文書等が存在しないと、組織として成立しないので、それらの文書の開示を求めると主張している。

警察法第79条第1項は、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができることを規定している。実施機関によれば、公安委員会は提出された苦情申出書を苦情として取り扱うか否か判断し、苦情として取り扱うとの判断をした場合については、愛知県警察本部長に対して、その苦情に対する調査・報告を指示することとなるとのことである。また、「苦情申出書」と題する文書であっても、苦情の要件を満たさない場合、既に回答している苦情の内容である場合、同一人が実質的に同一内容の苦情を繰り返している場合、警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合等であれば、公安委員会の判断により苦情として取り扱うことなく申出情報として取り扱う場合もあるとのことである。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人から平成〇年〇月〇日付けで提出された「苦情申立書」と称する書類(以下「審査請求人提出文書」という。)については、本件保有個人情報のうちの起案用紙の決裁日欄に記載されている同月〇日に開かれた公安委員会において報告され、苦情として

受理せずに申出情報として収受するという公安委員会の判断がなされたとのことである。その公安委員会での審議結果を受け、当該起案用紙の行政文書ファイル名欄に申出情報の文書を綴る行政文書ファイルの名称である「公安委員会宛要望等」と記載し、公安委員会委員長の認証を受けたとのことであり、また、同月〇日に警察署に審査請求人提出文書の写しを送り、同月〇日に審査請求人に電話で公安委員会での結果を連絡したことを当該起案用紙にメモ書きしたとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、「文書の収受」という件名が記載された当該起案用紙の決裁日欄に手書きで「H〇.〇.〇」と記載され、行政文書ファイル名欄に手書きで「公安委員会宛要望等」と記載され、参考事項欄に同じく手書きで「〇/〇 〇〇署 Tel&てい送」及び「〇/〇 〇:〇申出者に電話で結果連絡」と記載されていることが認められた。

本件保有個人情報に、審査請求人提出文書を苦情ではなく申出情報として扱うとの公安委員会の判断を踏まえた記載があり、警察署に送付したこと及び申出者へ電話で結果を連絡したことがメモ書きされていることからすれば、本件開示請求において対象となる保有個人情報は本件保有個人情報以外に存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 公安委員会の会議録について

また、当審議会において、実施機関から提出された平成〇年〇月〇日に開かれた定例公安委員会の会議録(以下「当該公安委員会会議録」という。)を確認したところ、議事の概要の「2 個別審議」の「(2)公安委員会宛文書等の受理(3件)」の項目に、「公安委員会執務官から、〇月〇日までに届いた公安委員会宛の文書等3件について報告があり、決裁した。」と記載されていることが認められた。

そこで、実施機関が本件開示請求に対し当該公安委員会会議録を特定しなかったことについても、以下検討する。

当審議会において実施機関に確認したところ、当該公安委員会会議録はウェブページに掲載しており、議事録として作成しているものは当該公安委員会会議録のみであるとのことであった。また、誰でも見ることができるものであり、当該公安委員会会議録にはどこの部分が審査請求人に関する記述であるか書いていないため、本件請求対象保有個人情報として特定していないとのことであった。一方、当該公安委員会会議録に記載されている3件の公安委員会宛ての文書等がどの案件のものであるか特定しようとすると、公安委員会宛ての文書等に係る起案文書の起案用紙の決裁日欄の日付と照合するしかないとのことであった。

個人情報は、条例第2条第2号イにおいて「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照

合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいうとされているところ、当該公安委員会会議録には、審査請求人の氏名等審査請求人個人を識別することができる記載は認められず、また、公安委員会宛ての文書等が3件あったという記載はあるものの、その内訳や本件保有個人情報に付されている文書番号の記載はなく、公安委員会宛ての文書等に係る起案文書の起案用紙の決裁日欄と照合しない限りは個人を識別できないことからすれば、実施機関が本件請求対象保有個人情報として当該公安委員会会議録を特定しなかったことは不合理ではない。

別記1

私が苦情意見要望をしたことに関する書類 ただし、すでに開示済のものを除く

別記2

起案文書(平成〇年〇月〇日起案に係る文書番号平成〇年愛公〇-〇のもの)